

友生地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 この規約は、友生地区における自治活動を振興するとともに、各地区間の連絡を密にして相互に協調し、もって地域社会の発展とより良いまちづくりを目指すことを目的とする。

(名称・位置)

第2条 本会は、友生地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市上友生771番地の2 友生地区市民センター内

(事 業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 活動方針の協議
- (2) まちづくり計画の策定、実施
- (3) まちづくり事業経費の算定と地域内の負担金徴収に関すること
- (4) 地区内の各種団体の活動を支援し、総合的な地域社会の発展を図ること
- (5) 自治組織に関する規則第6条の規定に基づく伊賀市との協定業務
- (6) 友生地区市民センターの管理運営
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 友生地区に居住する住民、及び住所地を置く事業所
- (2) 友生地区住民で活動する自治会、各種団体
- (3) その他会長が必要と認めた者

(活動の範囲)

第5条 協議会の活動は、友生地区内とする。ただし、他の団体と協力、連携して活動を行う場合はこの限りでない。

(総 代)

第6条 協議会の総代は、協議会役員、友生地区の各区長、第14条の2の各部会構成員及び各種団体の代表者とする。

2 各種団体は、別表第1に掲げるものとする。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
会 計	1 名
事務局長	1 名
監 事	2 名

- 2 会長、副会長および監事は、運営委員会で推薦し総会において承認を得る。
- 3 副会長は区長から選出するものとし、総務部会長を兼ねる。
- 4 会計及び事務局長は、会長が任命して総会において承認を得る。
- 5 協議会役員に顧問を置くことができる。顧問は、会長が任命して総会において承認を得る。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 7 顧問は、協議会業務について助言をすることができる。

(役員の任期)

第9条 副会長を除く役員の任期は、2年とし、副会長の任期は1年とする。ただし、すべての役員について再任を妨げない。

- 2 構成委員で、補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議の種類及び権能)

第10条 協議会は、会の円滑な運営を図るため、年1回以上の総会を開催するほか、役員会、運営委員会及び部会を、必要に応じて会長が招集し開催することができる。

(総会)

第11条 総会は、協議会の総代をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合または運営委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、過半数以上の総代の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出をもって出席に代えることができる。
- 4 総会は、提出された議案について審議し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 友生地区住民自治協議会規約の改正に関する事
 - (2) まちづくりに関する計画の策定に関する事

(3) 事業計画及び収支予算の決定及び徴収、並びにその変更に関すること

(4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること

(5) 役員の選任または解任に関すること

(6) 役職手当に関すること

(7) 友生地区市民センターの運営に関すること。

(8) その他、協議会運営に関する重要な事項に関すること

6 総会は、会長が招集し、議長は出席した会員の中から選任する。

7 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第12条 総会で決定された方針、計画にもとづき事業を円滑に行うための機関として運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議・決定する。

3 運営委員会は、協議会の会長、副会長、会計と各区長並びに各部会の部会長・副部会長・会計、事務局長及び第7条第5項に定める者により構成する。

4 運営委員会は会長が招集する。

5 会長は、必要があると認めるときは、第3項以外の者に意見を求めることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長及び第7条第5項に定める者により構成する。

2 役員会は、運営委員会において諮るべき事項の審議を行う。

3 役員会は、友生地区市民センターの管理運営について協議し、必要に応じて運営委員会に報告する。

4 役員会は会長が招集し、必要があると認めるときは、第1項以外の者に意見を求めることができる。

(事業部会)

第14条 総会および運営委員会で決定された方針・計画に基づき施策を実施するため、協議会に事業部会を置く。

2 事業部会に次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 産業部会

(3) 健康・福祉部会

(4) 体育部会

(5) 生活安全部会

(6) 教育・文化部会

(7) その他会長が特に必要と認めたもの

3 部会は、各団体及び各自治会から選出された者、各区長並びに協議会会員で部会への参加を希望する者により構成する。

- 4 部会には、部会長、副部会長および会計を置き、部会員の中から選任する。
- 5 部会長は部会を代表して会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 会計は、部会の会計事務を処理する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会長の職務)

第 15 条 部会長は、協議会の方針に基づき部会内事業実施計画を策定し実施するとともに、各年度ごとに事業の成果及び各事業協力及び調整事項については、事務局長と協議の上、運営委員会へ報告するものとする。

- 2 部会長は、必要に応じて各区長と連携して事業の実施にあたるものとする。

(部会間の調整)

第 16 条 事業実施に必要な部会間の調整は運営委員会があたるものとする。ただし、部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第 4 章 財務

(会 計)

第 17 条 協議会の推進する事業に要する経費は、交付金、協議会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会 費)

第 18 条 協議会費は年額で、各戸別に徴収し、徴収方法は運営委員会で決し、会長が各字別区長に徴収依頼するものとする。

(役職手当及び会計)

第 19 条 役職手当は別に定める。

- 2 協議会の事業に要する経費の取り扱いについては、別に定める会計処理規程によるものとする。

第 5 章 その他

(委任事項)

第 20 条 この規約に定めのあるもののほか、協議会の事業推進に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 17 年 3 月 16 日から施行する。

この規約は、平成 18 年 5 月 6 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成２０年５月２５日から施行する。

この規約は、平成２１年３月２１日から施行する。

この規約は、平成２３年４月１日から施行する。

この規約は、平成２３年５月２０日から施行する。

この規約は、平成２７年４月１日から施行する。

この規約は、平成２８年５月２０日から施行し、改正後の第１４条の規定は平成２８年４月１日から適用する。

この規約は、平成２９年５月１６日から施行する。

この規約は、令和元年 ５月 ８日から施行する。

この規約は、令和２年 ５月 １日から施行する。

この規約は、令和３年 ４月 １日から施行する。

この規約は、令和５年 ４月 １日から施行する。

この規約は、令和６年 ４月 １日から施行する。

この規約は、令和７年 ４月 １日から施行する。

この規約は、令和８年 ４月 １日から施行する。

別表第1(規約第6条第2項)

各 種 団 体 名 簿

団 体 名	定 数
民生委員・児童委員	4
主任児童委員	1
保護司	2
スポーツ推進委員	2
体育委員	10
健康推進委員	8
教育文化推進委員	4
友生小学校	1
友生小学校育友会	1
緑ヶ丘中学校PTA	1
友生児童福祉会	1
生琉里児童福祉会	1
森林組合	1
消防団上野東分団友生部	6
農業委員会	1
JAIいがふるさと上野南支店友生	1
営農組織	7
交通安全協会地区委員	5
人権啓発草の根運動推進協議会	1
伊賀ふるさと農協理事	1
友生地区防災対策委員会	1
各地区区長	10
各種団体定数	70